

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 野菜生産振興対策事業の項補助対象経費の欄中「野菜生産に係る野菜生産者の育成・支援及び優良種苗導入、条件整備に要する経費」を「鹿屋市吾平町指定野菜価格安定事業実施要領（平成18年1月1日鹿屋市吾平町指定野菜価格安定基金協会制定）第12条に示す事業資金の積立てに要する経費」に改め、同項補助対象者の欄中「農業公社、野菜農業者の組織する団体」を「指定野菜生産農家」に改め、同項補助要件の欄中「野菜生産振興対策事業実施要領」を「鹿屋市吾平町指定野菜価格安定事業実施要領」に改める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。